

「日独仏の老人介護施設に関する比較検討
—短期海外渡航の調査報告をかねて—」

藤岡秀英

ドイツの介護保険は、すべての介護サービスを提供するものではなく自助努力と家族による介護支援を前提として運営されている。日本の場合と大きく異なる場合、在宅、介護施設に関わりなく、要介護度ごとに定められた給付金額が支給される。また、約半数が介護手当を請求しており、これが介護保険の財政支出を抑制することにつながっているという。

介護施設での介護職員の給与はドイツでは日本のほぼ倍額の給与体系となっている。さらに介護施設はその建設費の4分の3が公的資金で補助される日本とは異なり、ドイツの施設は一切の公的補助金を受け取っていない。日本の社会福祉法人の多くが介護保険給付を内部留保として蓄財しながら、建設やる点は、現物給付を選択し設備投資に多額の公的資金援助を受け取っていることに疑問を提示せざるを得ない。